

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る
昭和四年四月十五日第三種郵便物
(土曜日は翌日)

鳥取県公報

目次

- ◇告示 健康保険法による保険医の登録
- 米飯提供業者の登録
- 鳥取県造林事業補助金交付要綱の一部改正
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 土地の公用廃止
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇雑報 一時保護を加えた児童の所持していた金品について

告示

鳥取県告示第六百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ
五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたの
で、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び

保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の 登録年月日
記号番号

下山 晶士 東伯郡赤碓町 鳥医 昭和三十九年
大字赤碓 一〇七五 十二月三十日

鳥取県告示第六百九十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)
第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯
提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定に
より告示する。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

鳥振第二〇八号 昭三九、一一、一八 石破 二郎 鳥取県立母子休養所 鳥取市東町二丁目二二〇 気高郡鹿野町大字今市字東鳴戸瀬

倉振第一八一号 〃 二一 今市 綾子 羽合屋 東伯郡羽合町大字橋津四一、〇一八

鳥取県告示第六百九十四号

鳥取県造林事業補助金交付要綱（昭和三十五年七月鳥取県告示第三百三十四号）の一部を次のように改正し、昭和三十九年度分の補助金から適用する。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条第一号を次のように改める。

一 人工造林事業 木材の生産に供する森林の造成を目的として、県が品種系統が明らかであると確認した苗木の植栽（施肥を含む。）及びこれに伴う作業を行なう事業であつて一団地の施業面積が〇・一ヘクタール以上のもの又は植栽苗木の活着と順調な生長を目的として、雪の滑動を防ぐための階段切作業

を行なう事業であつて一団地の施業面積が〇・二ヘクタール以上のもの

第三条第二号中「三反歩」を「〇・三ヘクタール」に改める。

鳥取県告示第六百九十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して、検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県告示第六百九十五号

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している雌牛。

ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

別表 ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十二日	八東町	各種鶏場巡回
二十三日	河原町	〃
二十四日	用瀬町	〃

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十二日	日南町	笠木、萩原検診場
二十三日	〃	福万来、新山
二十四日	〃	茶屋、多里
二十五日	〃	佐木谷、萩山
二十六日	〃	小浜、滑
二十八日	〃	熊塔、新屋

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

十二月二十二日 日南町 笠木、萩原検診場

二十三日 〃 福万来、新山

二十四日 〃 茶屋、多里

二十五日 〃 佐木谷、萩山

二十六日 〃 小浜、滑

二十八日 〃 熊塔、新屋

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年十二月二十二日 午前十一時から

米子市万能町 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 米子市長砂町五二四

2 米子市車尾二八五

3 西伯郡岸本町吉長二八

4 米子市中町二七

5 西伯郡岸本町上細見五一九の一

6 米子市彦名町三八三

7 西伯郡仙仙町尾高三六九

8 米子市西福原五八〇

9 西伯郡西伯町大字原四六八

自動車等運転者	高塚 武
自動車等運転者	中山 久夫
自動車等運転者	高塚 武
自動車等運転者	中山 久夫

4 米子市中町二七	自動車等運転者	加藤 勇次
5 西伯郡岸本町上細見五一九の一	自動車等運転者	岡本 英孝
6 米子市彦名町三八三	自動車等運転者	野口 浩壯
7 西伯郡仙仙町尾高三六九	自動車等運転者	角 本治男
8 米子市西福原五八〇	自動車等運転者	岩 本治男
9 西伯郡西伯町大字原四六八	自動車等運転者	加納 行良
10 西伯郡日吉津村大字日吉津七一五	自動車等運転者	川原 計彦
11 米子市道笑町三丁目八一	自動車等運転者	金田 博己
12 西伯郡仙仙町大字泉一六の一	自動車等運転者	山崎 忠利

昭和四十年 一月 五日	東伯町	笠見、田越検診場
"	"	浦安、八橋 "
"	"	杉下、森藤 "
"	"	金屋 "
"	"	倉坂、一ツ屋 "
"	"	宮場、上法万 "
"	"	大成 "
"	"	西高尾、東高尾 "
"	"	赤碕市場、別所 "
"	"	面穂波、島、東穂波 "
"	"	中野、北谷、下米積 "
"	"	六尾、瀬戸 "
"	"	八幡、鏡津 "
"	"	服部、上大立、下福田 "
"	"	向原、尾張 "
"	"	別所、妻波、大谷 "
"	"	下種、亀谷 "
"	"	川、川木地、大父木地 "

鳥取県告示第六百九十六号

次の土地は、昭和三十九年十二月八日から公用を廃止した。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目面 積

東伯郡泊村大字小浜字屋敷八五二ノ一	地先	道路敷	一六坪六合六勺
-------------------	----	-----	---------

結核病検査及びブルセラ病検査

実施 期 日 実施場所

一 次	十二月二十一日	鹿野町	鹿野検診場
二 次	十二月二十四日	鹿野町	鹿野検診場
三 次	十二月二十五日	勝谷	"
四 次	十二月二十六日	気高町 逢坂	"
五 次	十二月二十三日	津原、灘手農協、上神	"
六 次	十二月二十二日	倉吉市	"
七 次	十二月二十一日	赤碕町	"
八 次	十二月二十日	倉吉市	"
九 次	十二月十九日	倉吉市	"
十 次	十二月十八日	赤碕町	"
十一 次	十二月十七日	赤碕町	"
十二 次	十二月十六日	赤碕町	"
十三 次	十二月十五日	赤碕町	"
十四 次	十二月十四日	赤碕町	"
十五 次	十二月十三日	赤碕町	"
十六 次	十二月十二日	赤碕町	"
十七 次	十二月十一日	赤碕町	"
十八 次	十二月十日	赤碕町	"
十九 次	十二月九日	赤碕町	"
二十 次	十二月八日	赤碕町	"

13 米子市彦名町二三八四
自動車等運転者 金 本 実

14 日野郡溝口町溝口二二三三
自動車等運転者 矢 部 正 宣

雑 報

次の金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和39年12月15日から一年以内に申し立てらるべし。

昭和39年12月15日

鳥取県倉吉児童相談所長

金品の名称	種類	数量	形状	児童が金品を所持するに至った理由	保管場所
現金		1,100円	100円札 11枚	昭和39年11月11日倉吉市11町地区内駐車の所持者不明の店にいた現金カバンから窃取したもの	倉吉市児童相談所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月額二五〇円(送料共)]